



## 加算と減算って？



A. 基本算定分(本体報酬)にプラスとマイナス される  
のよ。

届け出が必要なものと不必要なものに分かれています。

加算には、送迎加算、福祉専門職員配置等加算、延長支援加算、欠席時対応加算、医療連携体制加算、など色々な加算項目があります。

減算には、サービス提供職員欠如減算、定員超過利用減算、個別支援計画未作成減算、などがあるの。

事業所でちゃんと把握できていればきちんと対応できるはずのものなのです。

減算は、定められたルールを違反した時に適用されます。

でも、「ルールを違反しても、減算さえとれば良い」ということではないの。

いけない事をしている、という意識を持って、早急に違反部分を見直さなければ、良い事業所にはなれないわね。

加算はもちろんのこと、減算もきちんと申告しなければいけないの。

けっこうややこしい事務作業になるけれど、手を抜いちゃいけないのよ。

[《MENU》](#)

[《運営規程ってなに？](#)

[《揭示しないとイケないものはあるの？》](#)

2022-04-04 掲載